



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- *35 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) 1

規 則

和歌山県規則第35号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年和歌山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(徴収金等支払申出書)</p> <p>第23条 保護法第78条の2第1項の規定により支援給付費から保護法第77条の2第1項に規定する徴収金の納入に充てる旨の申出書は、別記第34号様式によるものとする。</p> <p>2 保護法第78条の2第1項の規定により支援給付費から保護法第78条第1項に規定する徴収金の納入に充てる旨の申出書は、別記第35号様式によるものとする。</p>	<p>(徴収金等支払申出書)</p> <p>第23条</p> <p>保護法第78条の2第1項の規定により支援給付費から保護法第78条第1項に規定する徴収金の支払に充てる旨の申出書は、別記第34号様式によるものとする。</p>

別記第2号様式を次のように改める。

和歌山県報 号外 (7)

令和3年3月31日(水曜日)

別記第2号様式(第3条関係)

支援給付台帳							被支援者番号		
世帯主 氏名			居住地 現居住地						
本籍地						居住の始期	年月日		
氏名		個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	心身の状況	職業
被支援家族	1		中国残留邦人本人						
	2		配偶者						
	3								
	4								
同居家族の状況	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
資産の調	内容	見積額		処分の可否	負債の調	種類	金額	契約の内容	
	土地 家屋 その他								
住居の状況	自家借家(間)の別	規模構造	坪数	畠数別室数	衛生状態	水道設備	電灯数	貸間の有無及びその広さ	
					良 不良	有 無			
不在者の状況									
氏名	続柄	性別	年齢	不在の時期及び不在者の現居住地			原因	家庭との関係	
扶養義務者の状況									
氏名	続柄	性別	年齢	住所			扶養能力の有無及び扶養の程度		
備考									

別記第10号様式を次のように改める。

和歌山県報 号外 (7)

令和3年3月31日(水曜日)

別記第10号様式(第3条関係)

医療券交付処理簿

(年 月分)

受給者番号	交付年月日	診療月	被支援者番号	受領者氏名	居住町村名	受領機関名	診療別	単独併用	単給併給	有効期間	本人支払額	交付方	交付法	交職員印	備考

別記第13号様式を次のように改める。

和歌山県報 号外 (7)

令和3年3月31日（水曜日）

別記第13号様式（第5条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書

支援給付を受けようとする方の住所										※実施機関等受付年月日
支援給付申請世帯	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
			中国残留邦人等本人							
			配偶者							
同居している世帯										※町村役場受付年月日
家族のうち別のところに住んでいる方がいるときは、その方の名前と住んでいるところ										
資産申告書（別記第15号様式）			収入申告書（別記第16号様式）			同意書（別記第20号様式）				
支援給付を申請（変更申請）する理由										
上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請（変更申請）します。 年 月 日 申請者住所 氏 名 支援給付を受けようとする方との関係 振興局長 様										

（記入上の注意）

- ※印欄は記入しないでください。
- 申請者と支援給付を受けようとする方が異なる場合は、別添の書類は支援給付を受けようとする方に記入してもらってください。
- 書ききれない場合は、余白又は別紙に記入の上、添付してください。
- 事実と違う申告をする等不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。
- この申請書は開始又は変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更に係る事項を記入し、別記第15号様式、別記第16号様式及び別記第20号様式のうち必要なものを添付してください。

和歌山県報 号外 (7)

令和3年3月31日（水曜日）

別記第14号様式中「氏名」	印」を「氏名	」に改める。
別記第15号様式中「氏名」	印」を「氏名	」に改める。
別記第16号様式中「氏名」	印」を「氏名	」に改め、「※ 年金振込通知書、年金証書等を添付してください。」及び「源泉徴収票、」を削る。
別記第17号様式中「事業所（雇主）」 」に改める。		
別記第18号様式を次のように改める。	印」を「事業所（雇主）	

和歌山県報 号外 (7)

令和3年3月31日(水曜日)

別記第18号様式(第5条関係)

住宅補修計画書

申請者 氏名						
建物の規 模構造						
補修を必要とする状況	1 破損の状況					
	2 修理の規模					
補修のために必要とする費用の内訳	品 名	規 模	単価×数量=金額			備 考
			单 価	数 量	金 額	
見積 者	見積年月日		年 月 日			
	住 所					
	氏 名					

和歌山県報 号外 (7)

令和3年3月31日（水曜日）

別記第20号様式中「氏名 印」を「氏名 印」に改める。

別記第21号様式中「氏 名 印」を「氏 名 印」に改める。

別記第22号様式中「60日」を「3か月」に、「審査請求をした日の翌日から起算して50日」を「審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）」に改め、「と印鑑」を削る。

別記第22号様式の2から別記第24号様式の2までの様式中「60日」を「3か月」に、「審査請求をした日の翌日から起算して50日」を「審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）」に改める。

別記第26号様式及び別記第27号様式を次のように改める。

和歌山県報 号外 (7)

令和3年3月31日(水曜日)

別記第26号様式(第7条関係)

※	年 月 日交付	検 診 書
	交付第	

検査を受ける者の
居住地及び氏名

歳 男・女

振興局長 様

年 月 日

医療機関の所在地及び名称
院 (所) 長

担当 医 師

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

- 1 傷病名
 - 2 病 状
 - 3 診療の要否、診療の方法等に関する意見
- ※担当員
記 事

(注意)

この検診書は、振興局あて直接送付してください。

備考 ※印欄には、記入しないでください。

和歌山県報 号外 (7)

令和3年3月31日(水曜日)

別記第27号様式(第7条関係)

※	年 月 日 付 付	
	付 送 第	号

検 診 料 請 求 書

振興局長様

年 月 日

医療機関の所在地

名 称

医療機関の長又は
開設者及び代表者の氏名

下記のとおり請求します。

※ 受診者		※ 居住地	
請求額	診 察 料	点	(検査名等)
	料	点	
	料	点	
	合 計	点	円

(注意)

この請求書により直接振興局あて請求してください。

備考 ※印欄には、記入しないでください。

別記第31号様式を次のように改める。

和歌山県報 号外 (7)

令和3年3月31日(水曜日)

別記第31号様式（第11条関係）

和歌山県報 号外 (7)

令和3年3月31日（水曜日）

別記第32号様式中「施設名
印」を「施設名
」に改める。
別記第33号様式中「氏名又は名称
印」を「氏名又は名称
」に改める。
別記第34号様式を次のように改め、同様式を別記第35号様式とする。

別記第35号様式（第23条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2第1項の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合）

私は、不実の申告など不正の手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2第1項の規定により、交付される支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の額から、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項に規定する徴収金のうち貴振興局と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

記

- 1 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項に規定する徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と振興局に判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金品から支払に充てること。

年　　月　　日

住所

氏名

振興局長様

年　　月　　日

私は、本申出に基づき　　年　月分からの支援給付金品より毎月　　円を　　年　月
日付け費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条
第1項に規定する徴収金の支払に充てるものとします。

別記第33号様式の次に次の1様式を加える。

別記第34号様式(第23条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2第1項の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの支援給付金品(支援給付費(金銭給付されるものに限る。)をいう。以下同じ。)より、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2第1項の規定により、毎月 円を 年 月 日付け費用決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2第1項に規定する徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

年 月 日

住所
氏名

振興局長様

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。